

第十六部

(六二六)

第一回 参議院財政及び金融委員會會議錄第四十六号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣復活反対に関する請願(第四十三号)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○低物價政策上官官事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○運合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第一百十八号)

○中古衣類の公定價格を廃止することに関する請願(第三百三十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四十号)

○中古衣類の公定價格制度を廃止することに関する陳情(第二百三十三号)

○會計検査院法制定に関する請願(第二百二二号)

○非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とするに關する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議会法案(内閣提出)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)

○今次日立鉱山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)

○金屬鉱山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)

○戦死者遺族と非戦災者特別税の課税外とするに關する陳情(第四百十八号)

○企業整備に関する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)

○庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○天日製塩施設に関する陳情(第四百六十二号)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)

○企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)

○物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)

○昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)

○印紙等模造取締法案(内閣提出)

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接収家屋の地租家屋税等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六号)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣送付)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣送付)

○竹材加工工業に関する陳情(第五百八十五号)

○北海道に在勤する政府職員に対する

越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財閥同族支配力排除法案(内閣送付)

○食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧の輸入税を免除する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相続税法等を改正することに關する請願(第五百四十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とするに關する陳情(第五百九十四号)

○食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般會計からの繰入金に関する法律案(内閣送付)

○塩業対策の確立に関する請願(第六百二十六号)

○接収建物に対する非戦災家屋税に関する陳情(第六百一十一号)

○旧軍用施設拂下げ價格に関する陳情(第六百一十五号)

○會社利益配当等臨時措置法案(内閣送付)

○財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案(内閣送付)

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

昭和二十二年十二月三日(水曜日)午前十一時十一分開会

本日の會議に付した事件

○北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案

○關稅法の一部を改正する法律案

○食糧の輸入税を免除する法律案

○請願及び陳情に関する小委員長報告

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案

○食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般會計からの繰入金に関する法律案

○食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

○深川タマエ君 私ちよつと質問したいのですが……。

○委員(黒田英雄君) ではまだ政府委員が参りませんので、これは後にしまして、關稅法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案を御審議願いたいと存じますが、これにつきまして、御質問がございます

○委員(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日はまず北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案、これを議題にいたしまして審議をいたしたいと思います。昨日で御質問もほぼ盡きたように思いますが……。

ならばお願いしたいと思ひます。

○深川タマエ君 終戦後今日まで日本の食事情はこんなに困難な事情にありまうのに、食物に輸入税をおかけになつていたのでございませうか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 從來から、昨年から免税しておるわけですが、それは食糧管理法の勅令によつてやつておつたのですから、こういうことを勅令でなく、政令でやるということとは適當でないという意味で、今度法律に直してやつたわけでありませう。こういう意味であります。

○深川タマエ君 お茶等を輸入しているようでありますけれども、それはどういふ御事情になつておるのですか。日本にはお茶は相当あるように思ひますけれども……。

○政府委員(前尾繁三郎君) これはいづゆる放出物資になつておりますものを全部揚げたのでございませう。お茶は放出物資にその派山はないのですが、兎に角高級な雑穀になつておるようなお茶というものが只今の放出物資として出されますので、一應ここに網羅されておるものであります。

○深川タマエ君 お魚とか貝類を輸入しているようでありますけれども、これは輸入したさなければ他に方法はないのでございませうか。

○政府委員(前尾繁三郎君) ここにある贅沢なものは、すべて雑語であります。雑語が放出されるのですから殊に主食代替で放出されるものを皆免除しているわけでありませう。

○深川タマエ君 今から何年くらい経ちましたならば日本の農業生産力が復旧したし、それから工業生産力が復旧したし、海外の農業生産力も大体復

旧いたし、それからもう一つは日本を取巻いての諸國の生活程度と、日本のそれとの均衡、こういうものと見做すべきでございまして、日本の食事情が戦前の状態に還るとお考えになりますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 私としてお答へするだけの能力はないのでありますが、いづれにいたしましても、日本が直ちにこの数年間のうちに自給できるといふわけには参らぬと思ひます。ただそれが外の物資を輸出するなり、見返り物資を出して、そうして或る程度のバランスがとれるということになつて参りますと、場合によつて高級な食料などに輸出税をかけたければならぬというふうな事態になつて来ると思つておりますので、取敢えずこの法律は一年間ということにいたしました。りまして、その状態に應じてこれを延長するなり、或いはその中の内容を改めるなりいたすことにいたしました。わけでありませう。

○木村義八郎君 一点だけ伺ひたい。この関税法の一部を改正する法律案とは直接の關係はないが、関税という字に關係して居るのでお伺ひしたいが、今後議和條約後における関税の問題、これは今から直ぐ予測することは困難ですが、どういふふうになりますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 現在の貿易は管理貿易でありまして、特殊な状態に置かれておることが一つ。それからもう一つは爲替というものが全く常態のものでありませうし、又爲替相場というものがございませう。従つて今直ちに関税をどういふふうにして行くか、或いは具体的に現在あります関税法を直すというふうなわけには参りません。と申しまして、関税制度を全然廃止して、すべて自由貿易をやるかというふうになりますと、ただ我が國だけがそういうような政策を採り得るかというふうなことは相當疑問があると思ひます。で只今申上げられますのは、御承知のようにならぬ国際貿易憲章というものが、最近において世界聯合に属して居る意味で、いろいろ討議されて居ります。その国際貿易憲章に我々としてはマツテして、それに適合した関税制度にする。で、その国際貿易憲章の中では関税は引下げるといふ方向に皆強調しておられるようでありませう。低関税、関税引下という方向に我々も努力しながらその制度にマツテして、そうしてお互いに諸外國との國交を結ぶという方向で行きたい、行かざるを得ないというふうな考へておるのであります。具体的なにはまだ國際貿易憲章自体の具体的な内容が決定いたしてございせん。我々としては、そういうふうないろいろの趨勢を研究しながら、又現在の爲替關係のさういふ見透しなり、又それが爲替に對する見透しが附きませうと、とにかく世界聯合の國と同調するといふ意味で何らかの関税改正は遠からずやらなうやならぬといふふうには考へておりますが、まだ具体的にどういふふうにするかといふところは進んでいないのであります。又關係方面との話もいろいろやつてはおりますが、ただ方針

として只今申上げましたような方針でいろいろ話しておりますが、具体的なには何う今のところ触れていないわけでありませう。

○木村義八郎君 ちつと速記を止めて下さい。

○委員(黒田英雄君) それでは速記を止めて。

○委員(黒田英雄君) 速記を始め。他に御質疑はありますか。御質問がございませうければ質疑終了として御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。それで関税法の一部を改正する法律案と並びに食糧の輸入税を免除する法律案、この二案を一括して討論に移りたいと思ひます。御意見の

ありかはお述べを願ひたいと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。……別に御発言もないようでありませうから、直ちに採決に入りまして御異議ございませうか。

ストーブのところもあるようでありませうけれども、四角裏のところも多いのであります。若し四角裏でしておるといたしますと、暖房と同時に家庭の食物の調理が一時にできておると存じます。北海道より他の地方におきましては、今日家庭の食物の調理のためには相當の燃料代を支拂つておるもので北海道の政府職員に、家庭の食物の燃料代まで政府は支拂いたすと思ひます。……他の地方の公務員との均衡の点がどんな具合になつておるかお尋ねいたします。……一つ、もう一つは日本の經濟復興にとりまして、石炭は正に血液であると思ひます。それ故に石炭を使用いたしておる方面では、何処でもできるだけ最小の石炭で、できるだけ最大の効果を現わすように工夫いたさなければならぬと思ひます。……私が聴いておる限りでは、世界の暖房装置で一番朝鮮のオンドルが一番少ない材料で目的を果しておると思ひます。……聞いておりますので、將來北海道の暖房装置について改良の余地がないか、……ということもやはり工夫しなければならぬと思ひます。……それからもう一つは北海道の民間の会社は暖房用の石炭代を支拂つておるのかどうか、やはり当然支拂わなければ勤労者の人は生活はできんと思ひます。……そういたしますと北海道の工業生産品は、それに関する限り、コストは高くなる筈だと存じます。それから商店におきましては、通商の店員に支拂いたすために、やはり御賃値段、小賣値段が他の地方よりは高くなければならぬ筈だと存じます。それから考えまして、北海道の生産品は、同じ種類のものでもありましたら、他の地方より

旧いたし、海外の農業生産力も大体復

態に置かれておることが一つ。それか

ろいろやつてはおりますが、たが方針

をせんけれども、映画などで見ますと

のものであります。他、地方より

は公定値段をそれだけ高くするよう
にお見限りになつておりますかどう
か、それをお尋ね申し上げます。

○政府委員(今井一男君) 私からお答
え申上げられる問題と、そうでない問
題とございましてございしますが、
一應存じております限りお答へ申上
げます。

北海道の石炭の従来の消費実績は、
大体一戸三・五トンでございます。こ
れは平時におきましてまだカローリ
量の高い六千級の石炭を使いました場
合におきまして、三・五トンが暖房用
だけに使われた過去の実績でございます。
炊事用のものは全部含んでございま
せん。のみならず外に只今御質問に
ございまして、薪ストーブなり、
或いは囲炉裏なり、或いは木炭など
というものを利用いたしております。そ
の上に石炭を三・五トン使つて参つた
のが従来の実績でございます。併しそ
の後御承知の通り石炭のカローリは相
当低下いたしました。従いましてその
割から申しますと、まあ従来の見限り
考へ方では五トンくらいは石炭が
欲しいというふうなことも相成るの
であります。御承知のような石炭事
情から、政府では二・二トン以上は配
給しないという建前を採つておりま
す。今回の石炭手当も二・二トンが基
礎になつて算出されておりますので、
勿論生産がはかばかしく行かない場合
は、これも削られる場合も考えられ得
るのであります。併しながらその場
合はやはりその他のものを配給いたし
ませんから、実費は高くなりましてか
ら何らか見てやらなければならぬ、か
ように考えまして、政府の当初の配給
計画の数字を基礎にいたしまして算出

いたしましたものであります。それと全
額は見ないで、端数は切捨てるという
ような含みでやつております。従いま
してこの石炭手当というものは他の地
方の官公署のものには直接の差別待遇
ということには相成らんと考えます。
又昨年もこういった意味から四百五
十円を世帯主に対して支給いたし
ておるのであります。それから民間の
方の例を見ますと、概ね六千四百乃至
一万円程度のものを支給しておるの
が通例に相成つております。従いまして
御指摘のよう、その関係から北海道
のコストが高くなりはないかとい
うことは、一應御尤もでございますが、
又日用雑貨品等につきましては、一般
的に北海道は従来の自由経済の時代に
おきまして、物價は比較的高うござ
いました。従いまして現在でもさうい
つた特殊な幅がございまして、コス
トは或る程度高くなることは考えられ
るのであります。併しながら北海道
には外に、食糧の自由價格が、米を除
けますと、例へば馬鈴薯であります
か、蕎麥でありますとか、牛乳であり
ますとかいったようなものが比較的安
うございまして、全体つづくるめま
すと、非常に全生産物のコストも、無
論響くものもございまして、遂に
いたしますと、北海道に特別の價格
を認めなければ工合が悪いというこ
ろまでの影響はないように無論この問
題は私共の所管ではございせんが、
私共の感じといたしましてはさうい
う感じでございます。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問は
ございせんか。御発言もな
いようですから御質疑は終了したものと
いたして御異議ございせんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは本案の討論に移り
ます。御意見のおありの方はお述べを
願ひたいと思ひます。別に御発言もな
いようでありますから、直ちに採決に
入りまして、御異議ございせんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと
認めます。それでは北海道に在勤する
政府職員に対する越冬燃料購入費補給
のための一時手当の支給に関する法律
案、これについて御賛成の方の御手
を願ひます。

これを内閣に送付することにいたしました。

四、請願第三百六十二号、生業資金貸付に関する請願、請願者東京都築地本願寺内阿部勇外二名、紹介議員矢野西雄君、岡元義人君。

生業資金の貸付は資金難のため昨年

末以来、殆んど全国的に申込の受付を中止いたしております。八月末現在で申込の六十一%が貸付けられておるに過ぎないのであります。且つ目標額が二十一、二十二年度合計十六億六千万円で、対象人員は三十三万乃至五十五万名であるのでありますが、引揚者はすでに百二十万世帯あり、その六、七割が必要者である。需要者五十一万世帯、一口五千円というのを以て計算いたしますれば、二十五億円を要するのであります。よつて本年度貸付目標額六億六千万円の緊急放出、未借入者に対し暫定的に二十五億円の追加放出、政府はこの追加放出につきましては原則的に了解を與えておるといふことであります。一口の額を五千円の三倍程度、即ち一萬五千円に引上げを要するものであります。これも可といいたしまして、内閣に送付することを要するものと認めたのであります。

五、請願第三百七十二号、庶民金融機構の確立に関する請願、請願者東京都築地本願寺内阿部勇外二名、紹介議員千田正君。

陳情第三百九十一号、庶民銀行設立促進に関する陳情、陳情者山口縣厚生山口縣厚生生會長岡崎茂樹。

右二件は同一の趣旨でありまして、資本金十億圓、全額政府出資の特別法人たる庶民中央銀行を設立し、市街地信用組合、無盡会社、質屋はこの下部

機關とし、経営の民主化を図るため運営委員會を設け、預金貸付、有價証券引受、債券発行等を行い、引揚者、復員者、中小業者に対し生業資金を供給し、中小業振興を行われたいとの趣旨であります。これも内閣に送付することを要するものと認めたのであります。

六、請願第四百六十八号、物納する耕地の公租公課に関する請願、請願者新潟縣西蒲原郡吉田町今井洞流外十六名、紹介議員北村一男君。

財産税のため所有耕地を物納した者に対し登記未了のため公租公課を課せられておるが、これら税金の納入は全く困難であり、仮りに小作料を徴収したとしても、現在の公租公課の昂騰には堪えられないから、納税義務が完遂できるまで小作料、米價の引上げ等につき考慮ありたいとの趣旨であります。これも内閣に送付することを要するものと認めたのであります。

七、請願第三百三十八号、中古衣類の公定價格を廃止することに關する請願、請願者東京都千代田区神田松田町十九新谷要藏、紹介議員大野幸一君。

陳情第三百三十三号、右同、陳情者右同であります。

中古衣類に対する現行公定價格制度は、供給者たる生活者が苦しみ、却つて業者が儲けておる。又中古衣類の品質上公定價格の制度は不可能で、各が地区別に違つたために、高價な地域の方へ偏在して流れて行つ等の欠陥があるので、これを廃止されたいという趣旨であります。これも内閣に送付を要するものと認めたのであります。

八、請願第四百十号、企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願、請願者東京都港区三田四國町日本電氣内鈴木二郎、紹介議員佐々木良作君。

陳情第四百十九号、企業整備に關する陳情、陳情者東京都中央区月島十二の六野口祥一。

陳情第五百六号、企業再建整備法の改正に關する陳情、陳情者全國西地方電氣工業労働組合本初二。

平和的民主的經濟体制を作り上げるための企業整備諸施策及び企業再建整備法は、その制定の趣旨に反し、闇とインフレによる生産の停滯、実質賃金の切り下げ、設備資材の騰貴、中小企業の逼迫となり、國民生活は破壊され、労働者は働こうとして働けず、経営は正當な生産を以て成り立たない状況にあるから、全人民の生活安定と完全就業、あらゆる生産施設と資材の全面的活用により經濟復興を実現せられたいとの趣旨であつて、これを内閣に送付し、同法制定の精神に副つよう要望することに決しました。

九、陳情第九号、物價引下げ運動促進に關する陳情、陳情者姫路商工會議所會頭齋木忠治郎外四名。

物價対策として統制を最小限度の主

要物資に止め、緊要な生産に對し資材及び資金を確保し、行政の能率を高め経費を削減し、官營事業の値下げを断行せられたいとの趣旨であります。これも内閣に送付を要するものと認めたのであります。

十、請願第五百四十一号、慈善事業團體のための臨時資金調整法及び相続税法を改正することに關する請願、請願者東京都千代田区三年町日本社會事業協會會長中川望、紹介議員中平常太郎君。

私設社會事業團體は、戦前の六千七百あまりから、戦後三千五十に激減し、戦災により大損害を受け、國庫補助を受けられないことになつたので、窮狀打救のため社會事業共同募金中央委員會を設け、各府縣に地方委員會が發足しておるが、本募金運動のため委員會が免稅與業を主催でき、又當くじの發行をなすことができ、個人、法人の本委員會に寄附する際、免稅できるよう關係法を改正されたいとの趣旨であります。これも内閣に送付を要するものと認めたのであります。

十一、陳情第五百八十五号、竹材加工業に關する陳情、陳情者島根縣松江市東朝日町二百八十高木貞市。

竹材は國內特有の資源であつて無盡藏であり、木材の不足を補う等の長所があつて建築資材として重要を加えておりますが、すでに陳情者の工場において、竹材による天井板、壁板、屋根瓦、竹骨コンクリート板等を製造しておるが、官廳の机上主義によつて竹材工業は金融面での部となつておるの

で融資が認められぬ状態であるので、竹工業の重要性を考慮の上、融資を認められたいという趣旨であります。これも内閣に送付を要するものと認めたのであります。

以上が議院の會議に附するを要すると決定した分であります。

次に議院の會議に附するを要しないものと認めたものを御報告申し上げます。

一、請願第四百十八号、賠償税の新設に關する請願、請願者東京都杉並区和田本町千八十一倉持高之進、紹介議員櫻内辰郎君。

請願者は戦時中、國防献金月額五円

づつを行い、終戦後は賠償の費用に充てるため月額十円づつ献金を行なつておるが、日本國民八千万が毎月一円づつ献金を行えば、年額約十億圓となり連合國もこの誠意を認めれば賠償を軽減するであらうから、かかる賠償税を新設されたいとの請願であります。

二、陳情第二十八号、織物の價格改訂に關する陳情、陳情者東京都八王子市明神町四百四十二東京都絹人絹織物工業協同組合理事長八木岡英一外二千八百十名。

現在の織物の生産者販賣價格は、昨年八月二十一日に決定されたもので、コストが五、六倍に昂騰しておる今日生産を行うことはできないから適正な價格に改められたいとの陳情であります。これは六月二十四日に受理したのであります。その後本年七月新物價体系により、織物價格も概ね五、六倍に引上げられておりますので、その理由も一應消滅いたしておると認められますので、會議に附するを要しないものと認めたのであります。

三、陳情第三百三十一号、非戦災者特別税に關する陳情、陳情者京都商工會會議所會頭中野種一郎。

陳情第三百八十一号、戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに關する陳情、陳情者京都市中京区中川源一郎。

陳情第四百十八号、右同、陳情者松江市松江遺家族更生會長池田磯右衛門。

陳情第五百九十四号、右同、陳情者北海道北見池田田三郎外二百名。

八 諸君の御意見 企業再建整備 協会長中川望 紹介議員中平常太郎君 諸君は戦時中、國防献金月額五円 北海道北見國池田己三郎外二百名

非戦災者特別税に関する陳情は、本税が終戦後三年間の経済状態の変化により納税負担能力公正の原則を欠き、且つ財産税と二重課税であるから担税能力ある層を税源とされたいとの趣旨でありまして、右三陳情は同一趣旨で戦災軍人遺家族に対しては非戦災者特別税課税対象とされたいとの内容であります。本税はすでに国会において議決されたのでありますから、これを会議に附するを要しないものと認めたいのであります。以上御報告申し上げます。

○委員(黒田英雄君) 只今小委員長の御報告通り決定して御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ふます。

次に予備審査のために本委員会に附託されております財政法第三條の規定の特例に関する法律案、これについて政府の提案の理由の説明を求めたいと思ふます。

○政府委員(河野一之君) 財政法第三條の特例に関する法律案提出の理由について御説明申し上げます。

財政法第三條の規定は御承知の通り租税以外の課徴金、法律上又は事実上國の独占に属する事業における専賣價格若しくは事業料金の決定方法に関する規定でありまして、新憲法の精神に従つて財政処理の民主化に関する施策の一環として財政法中に設けられたのであります。この規定の施行につきましては現下の経済事態に顧み、これを適當とする時期の到来を待つて行ふ必要がありまして関係上、政令でこれを定めることとしたのであります。

第十六部 財政及び金融委員会 議録第四十六号 昭和二十二年十二月三日

十然るにその後鉄道料金、事實價格につきましても法律又は国会の議決に基かないで政府の責任においてその値上を行ふ必要を生じました関係もあり、第三條をそのまま施行することは現下の経済緊急事態においては未だ必ずしも適當でない実状も存する訳でございます。よつてこの際一應財政法第三條の規定を近き施行することといたしました。したが、物價統制令により價格等について或る程度政府が権限を委ねられておる実状にも照らし、この際同條の規定を排除する必要があるかと考えられるのであります。仍つてこの趣旨からいたしまして財政法第三條の施行に當りましては、同條に規定する價格、料金等については物價統制令の存続する期間中は、法律の定め又は国会の議決に基かないでもこれを決定し、又は改定することができるといたし、今回これに関する法律案を提出いたしました次第であります。尙前述の如く第三條に規定する價格料金等の決定又は改定につきましてはできる限り事前に國會に聯絡いたします等、適當の措置を取らねばならないと考へております。以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何卒御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員(黒田英雄君) これに對する御質疑は又別の機会に譲ることにいたしまして、引續いて食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てられたる一般會計からの繰入金に關する法律案、これも予備審査のために付託されておるのであります。実は本日の

公報には落しましたのであります。特に皆さんの御許しを得て議題にいたしまして政府の提案の理由の説明を求めたいと思ふます。

○政府委員(河野一之君) 食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てられたる一般會計からの繰入金に關する法律案、これについて提案の理由を御説明申し上げます。

食糧管理特別會計におきましては、今期國會において成立いたしました農業災害補償法第十二條第一項の規定によりまして、農業共済組合の組合員の支拂うこととなります水稻の共済掛金の一部を負担することになるのであります。更に食糧の消費者に負担せしめる旨が定められておるのであります。併しなから本年二十二年において負担金につきましても、これを消費者に負担させることが困難な実情にありまして、同法の附則第五十條を以て特段の規定を設けて、消費者に負担せしめないこととしたいたしました関係上、六億百十餘万円の負担金は事実上、食糧管理特別會計の負担となる筋合であります。同會計の收支の現状よりいたしましてはその負担金の財源はこれを一般會計から繰入れるの止むを得ない実情にあるのであります。そしてこの繰入れをいたしますには、法律を以てその旨の規定を設ける必要がございますので本法律案を提出いたしました次第であります。

何卒御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員(黒田英雄君) 次にこの予備

審査のために付託に相成つておるのであります。食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

先ず第一條の食糧管理特別會計法の一部改正についてであります。これは先に決定いたしました昭和二十二年産米及び甘藷の生産價格の引上げに伴う措置でありまして、即ち米及び甘藷等の買入價格の今回の大幅の値上げによりまして、現行の食糧管理特別會計法第四條の二に定めてあります。食糧証券の発行限度額二百億円を以ていたしましては食糧の買入の円滑な操作が不可能であります。關係上、今回その限度額を四百億円に引上げる必要がありまして、これに關する所要の改正を行わんとするものであります。

尙この機会におきまして、食糧管理特別會計法の規定内容を先に制定いたしました財政法の規定の趣旨に適合するように所要の改正を加えたいと存するのであります。

次に國有林野事業特別會計法の一部改正について申し上げます。御承知の通り國有林野事業特別會計は本年度新たに設置された會計でありまして、その收支の状況は、價格改訂等に基く人件費、物件費の増減によつて歳入の増加を必要といたします。半面、業務収入の増加がこれを賄うに足りない状況であります。従つて当初予算に計上いたしました一般會計に対する益金の繰入も不可能と相成るのみならず、歳入不足を招来する状況と相成つて参ります。

した結果、この際差当りの措置といたしまして、今回この會計の製品の前年度比較増加額を見返りとしたしまして、借入金を用いたしまして、所伐に要する経費等を支弁し、これを以てこの會計の運営を円滑にいたさんとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何卒御審議の上御協賛をお願いいたします。

○委員(黒田英雄君) 本日はこの程度で散会いたしたいと思います。それではこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

出席者は左の通り。

- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 委員 | 理事 | 委員 |
| 木村福八郎君 | 波多野 鼎君 | 黒田 英雄君 |
| 下條 恭兵君 | 伊藤 保平君 | |
| 椎井 康雄君 | | |
| 森下 政一君 | | |
| 西川甚五郎君 | | |
| 尾形六郎兵衛君 | | |
| 深川タマエ君 | | |
| 星 一君 | | |
| 九鬼紋十郎君 | | |
| 小林三三郎君 | | |
| 小宮山常吉君 | | |
| 高橋龍太郎君 | | |
| 渡邊 甚吉君 | | |
| 政府委員 | | |
| 大藏事務官(主税局長) | | |
| 前尾繁三郎君 | | |
| 大藏事務官(給與局長) | | |
| 今井 一男君 | | |

大蔵事務官(主税局長)

河野 一之君

十二月二日本委員会に左の事件を付託された。(尙十一月二十七日予備審査のため付託)

一、食糧の輸入税を免除する法律案
食糧の輸入税を免除する法律案

開税定率法別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表に掲げるものの輸入税は、昭和二十三年十二月三十一日までの輸入については、これを免除する。
附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

別表

輸入税表番号	品名
一一	米及び穀
一三	大麦
一六	小麦
一七の二の内	粟
一八	高粱
一九	玉蜀黍
二〇	蕎麦
二一	豆類
一 大豆	
二 小豆	
三 蚕豆	
五 豌豆	
七 その他(医薬用のものを除く。)	
穀粉及び澱粉類	
蔬菜、果実及び核子	
茶	
珈琲	
コーヒ(砂糖を加えないもの)	
胡椒	
カリ	
マスタード	
砂糖	
氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他類似のもの	
糖蜜	
葡萄糖、麦芽糖及び飴	
蜂蜜	
菓子	

四六	ジャム、フルトゼリー類
四七	ビスケット(砂糖を加えないもの)
四八	マカローニ、デアーミゼリーその他各種の麺類
四九	果汁及び糖水
五〇	ソース
五一	食酢
五二	鳥獣肉類
五三	魚介類
五四	バター、人造バター及びギー
五五	チーズ
五六	コンデンスドミルク
五七	インフアントフード
五八	肉類
五九	肉類
五九の二	鳥卵(生鮮なもの)
六〇	鳥卵液及び鳥卵粉
六七	礦水、曹達水その他砂糖又は酒精を含まない諸飲料
一〇一	別号に掲げない飲食料
一〇二	大豆油
一〇八	椰子油
一〇九	獣脂
一一〇	コムバウンドラード
一一六	別号に掲げない油、脂、蠟のうち食用のもの
一一八	重炭酸曹達
	ベークンクパウダー

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、会社利益配当等臨時措置法案(予第百十七号)
二、財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に關する法律案(予第百十八号)
会社利益配当等臨時措置法案
会社利益配当等臨時措置法案
第一條 この法律は、会社の利益の分配の適正を期するため、会社の利益の配当等につき所要の調整を加え、以て会社の経理を堅実にし、産業の健全な発達に資することを目的とする。
第二條 会社は、当該事業年度の総利益(当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した利益は、これを含まないものとす。)及び第二項の規定による配当引当積立金から取り崩した金額の合計額から左の各号に掲げる金額の合計額を差し引いた金額(以下配当引当金という)を超えて利益又は剰余金の配当をしてはならない。
一 当該事業年度の総損金及び前事業年度から繰り越した損金
二 額面以上の償還を以て株式を発行した場合においてその額面を超える金額から発行のために必要な費用を控除した金額で当該事業年度の利益であるもの
三 合併に因り消滅した会社から承継した資産の償還額が、当該会社から承継した債務の額並びに当該会社の株主に交付した株式の拂込株金額(当該会社の社員が拂込株として評價された額を含む。)及び金銭の総額を超える場合におけるその超過額で当該事業年度の利益であるもの
四 資本の減少に因り減少した株金額又は出資額が、消却又は株金若しくは出資の拂戻に充てた金額及び当該減資により填補する損金の額の合計額を超える場合におけるその超過額で当該事業年度の利益であるもの
五 当該事業年度の利益で資産の評価に因り生じたもの
六 前四号に掲げるものの外、当該事業年度の利益で当該会社の運営に因り生じたもの以外の利益
七 当該事業年度分の法人税に相当する金額
前項第七号の当該事業年度分の法人税に相当する金額とは、会社の当該事業年度の法人税法による所得の金額から前項第二号乃至第六号に掲げる金額の合計額を差し引いた金額を同法による当該事業年度の所得と

して同法の規定を適用して算出した税額と当該会社の同法による当該事業年度の資本につき同法の規定を適用して算出した税額との合計額に相当する金額とする。

会社は、配当引当金のうち、当該事業年度において配当に充てなかつた金額を、配当引当積立金として積み立てることができる。

第三條 会社は、利益若しくは剰余金の配当をするために借入金をし、又は借入金により利益若しくは剰余金の配当をしてはならない。

会社は、当該事業年度末までに支拂期日の到来した金銭債務（当該会社が滞滞の責に任じない金銭債務を除く。）を完済した後でなければ、利益又は剰余金の配当をしてはならない。

第四條 会社経理應急措置法の特別経理会社（以下特別経理会社という。）で企業再建整備法の整備計画を提出したもの又は経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定により指定された会社（以下指定会社という。）は、前二條の規定に反しない場合においても、企業再建整備法の決定整備計画又は経済力集中排除法の決定指令の内容の全部の実行を終るまでは、利益の配当をしてはならない。但し、大蔵大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

指定会社（特別経理会社である指定会社を除く。）の利益の配当については大蔵大臣が前項但書許可をなすについては、予め、持株会社整理委員会の意見を求めなければならない。

第五條 会社は、利益又は剰余金の配

当をしたときは、決算に関する報告書並びに準備金及び利益の配当に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算確定後三十日以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

大蔵大臣は、前項の報告書の様式を指定して、これによるべきことを命ずることができる。

第六條 大蔵大臣は、会社の業務又は財産の状況に関して報告を徴し、又は当該官吏に必要な場所を臨検し、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第七條 左の場合において、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項、第三條又は第四條第一項の規定に違反して配当したとき、

二 第三條第一項の規定に違反して借入金をしたとき、

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 第六條の規定による報告をなす若しくは虚偽の報告をなし、又は故意に当該官吏の臨検検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

第九條 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業

務に関して第七條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その会社に対して、各本條の罰金刑を科する。

第十條 第五條の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合においては、会社の取締役又はこれに準ずる者は、これを五十万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行後最初に株主総会の承認その他適法の手続を経て確定する利益又は剰余金の配当については、当該利益又は剰余金の配当に係る事業年度の直前の事業年度から繰り越した益金及び当該事業年度において取り崩した積立金の金額のうち大蔵大臣の承認を受けた金額は、これを第二條第一項の総益金の金額に算入することができる。

大蔵大臣は、前項の繰り越した益金及び取り崩した積立金の金額のうち、第二條第一項第二号乃至第六号の益金に該当する金額又は該当しないことが明らかでない金額については、前項の承認を與えないことができる。

会社配当等禁止制限令は、これを廃止する。

この法律施行前株主総会の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、旧令は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

この法律施行前（前項の配当については、同項の規定により効力を有する旧令の失効前）になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案

政府は、財務局又は税務署に在勤する官吏、嘱託員及び雇員（以下職員という。）が所轄職の長の命により出張して、国税の調査、検査若しくは滞納処分事務又はその補助事務に従事し、その事務に従事した時間が一日につき五時間を超えた場合には、当該職員に対し、その一日につき、当該職員の受ける俸給月額又は給料月額及び大蔵大臣の定める給與月額の合計額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じて計算した金額を税務特別手当として支給することができる。

一 国税の調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事する場合には、四割

二 国税の滞納処分事務又はその補助事務に従事する場合には、五割

前項の場合において、その事務の執行に当り当該職員が生命又は身体に著しい危険を及ぼす虞があると認められるときは、一日につき五十円を前項の規定により計算した金額に加算することができる。

前項の危険の範囲その他税務特別手当の支給手続に必要事項は、大蔵大臣がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局